

島根県報

平成26年11月28日 (金) **号外 第 142 号**

(毎週火・金曜日発行) http://www.pref.shimane.lg.jp/

目 次

【選管告示】

衆議院小選挙区選出議員選挙におけるポスター掲示場にポスターを掲示することができる日
衆議院小選挙区選出議員選挙におけるポスター掲示場のポスターを掲示すること
変談できる区画の数
衆議院小選挙区選出議員選挙に関する選挙人名簿の登録について被登録資格の決定の基準となる日、登録を行う日及び縦覧の期間
衆議院小選挙区選出議員選挙における在外選挙人名簿の縦覧の期間
2

選挙管理委員会告示

島根県選挙管理委員会告示第41号

平成26年12月14日執行予定の衆議院小選挙区選出議員選挙における公職選挙法(昭和25年法律第100号)第144条の2第 5項の規定によりポスター掲示場にポスターを掲示することができる日を次のとおり定める。

平成26年11月28日

島根県選挙管理委員会委員長 津 田 和 美

平成26年12月2日

島根県選挙管理委員会告示第42号

平成26年12月14日執行予定の衆議院小選挙区選出議員選挙におけるポスター掲示場のポスターを掲示することができる 区画の数を次のとおり定める。

平成26年11月28日

島根県選挙管理委員会委員長 津 田 和 美

島根県第一区 区画の数 6

島根県第二区 区画の数 6

島根県選挙管理委員会告示第43号

平成26年12月14日執行予定の衆議院小選挙区選出議員選挙に関する選挙人名簿の登録について被登録資格の決定の基準となる日、登録を行う日及び縦覧の期間を次のとおり定める。

平成26年11月28日

島根県選挙管理委員会委員長 津 田 和 美

被登録資格の決定の基準となる日

平成26年12月1日

ただし、年齢による被登録資格の決定の基準となる日

平成26年12月14日 平成26年12月1日

登録を行う日

縦覧期間

平成26年12月2日

島根県選挙管理委員会告示第44号

平成26年12月14日執行予定の衆議院小選挙区選出議員選挙における在外選挙人名簿に係る縦覧の期間を次のとおり定める。

平成26年11月28日

島根県選挙管理委員会委員長 津 田 和 美

縦覧期間 平成26年12月2日